## 別表3 大気汚染防止法及び県条例に係る一般粉じん発生施設

※法施行令別表第2・県条例施行規則別表第1及び同第4より作成(一部表現を変更しています。)

	※法施行令別表第2・県条例施行規則別表第1及ひ同第4より作成(一部表現を変更しています。				
施設の種類	大気汚染防止法 届出対象施設		県条例 届出対象施設 (特定施設)		県条例 許可対象施設 (指定施設)
	項番号	規模要件	項番号	規模要件	規模要件
コークス炉	1	原料処理能力が50 t /日以上	15	同左 (法で届出が必要なため、県条例は不要)	_
鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下 同じ。)又は土石の堆積場	2	面積が1,000㎡以上	1	面積が500㎡以上	_
鉱物、土石又はセメント用の下記施設 (密閉式を除く) (1)ベルトコンベア (2)バケットコンベア	3-(1)	ベルト幅が75cm以上	2-(1)	ベルト幅が50cm以上	_
	3-(2)	バケットの内容積が0.03㎡以上	2-(2)	バケットの内容積が0.02㎡以上	_
鉱物、土石又はセメント用の下記施設 (湿式のもの及び密閉式を除く) (1)破砕機(粉砕機) (2)摩砕機	4-(1)	原動機の定格出力が75kW以上	3-(1)	原動機の定格出力が7.5kW以上	_
	4-(2)		3-(2)		
ふるい (鉱物、岩石又はセメント用のものに限り 湿式のもの及び密閉式のものを除く)	5	原動機の定格出力が15kW以上	4	原動機の定格出力が7.5kW以上	_
食料品、飼料又は肥料(化学肥料を除く)の製造用の下記施設(1)原料精選施設(2)粉砕施設(県条例・項3に掲げるもの及び湿式のものを除く)	_	_	6-(1)	すべてのもの	_
			6-(2)	原動機の定格出力が0.75kW以上	
化学肥料製造用の粉砕施設 (県条例・項3に掲げるものを除く)	_	_	7	すべてのもの	_
顔料製造用の粉砕施設 (県条例・項3に掲げるもの及び湿式のも のを除く)		_	8	原動機の定格出力が0.75kW以上	_
ゴム製品製造用の下記施設 (1)バンバリーミキサー (2)ミキシングロール	_	_	9-(1)	すべてのもの	_
			9-(2)	ロールの直径が350mm以上	_
窯業製品の製造用の粉砕施設 (県条例・項3に掲げるもの及び湿式のも のを除く)	_	_	10	原動機の定格出力が0.75kW以上	_

## 別表3 大気汚染防止法及び県条例に係る一般粉じん発生施設

※法施行令別表第2・県条例施行規則別表第1及び同第4より作成(一部表現を変更しています。)

施設の種類	大気汚染防止法 届出対象施設		・例他1 規則が表第「及び向第4より作成(一部表現を多 県条例 届出対象施設 (特定施設)		県条例 許可対象施設 (指定施設)
	項番号	規模要件	項番号	規模要件	規模要件
炭素又は黒鉛製品の製造用の下記施設 (1)粉砕施設(県条例・項3に掲げるもの を除く) (2)仕上施設		_	11-(1) 11-(2)	すべてのもの	_
セメント、石こう、石灰又はクレーの製造 又は加工用の下記施設 (1) 粉砕施設(県条例・項3、項5に掲げるもの及び湿式のものを除く) (2) セメント加工施設(セメントサイロ、セメントホッパ・一、パ・ッチャープ・ラント及び砂利・砂選別施設に限る)	_		12-(1)	原動機の定格出力が7.5kW以上	_
			12-(2)	すべてのもの	
(3)ふるい(県条例・項4に掲げるものを 除く)			12-(3)	原動機の定格出力が0.75kW以上	
金属の精錬又は無機化学工業品製造用の下記施設			13-(1)		
(1) 非鉄金属の精錬施設 (2) 合金鉄の精錬施設 (3) 無機化学工業品の製造施設	_	_	13-(2) 13-(3)	すべてのもの	_
金属の加工又は機械の製造若しくは加工用の下記施設			14-(1)		
(1)砂処理施設(古砂回収装置、乾燥装 置、砂ふるい装置(県条例・項4に掲げる			14-(2)		
ものを除く)及び混錬装置に限る) (2)サンドブラスト	_	_	14-(3)	すべてのもの	_
(3) ショットブラスト (4) シェークアウトマシン			14-(4)		
綿製品製造用の製綿施設 (県条例・項5に掲げるものを除く)			16	すべてのもの	
木材若しくは木製品製造用の下記施設 (1)チップ置場 (2)切断施設 (3)研削施設 (4)粉砕施設			17-(1)	面積が200㎡以上	
		17-(2) 17-(3) 17-(4)	原動機の定格出力が0.75kW以上	_	

## 別表3 大気汚染防止法及び県条例に係る一般粉じん発生施設

※法施行令別表第2・県条例施行規則別表第1及び同第4より作成(一部表現を変更しています。)

施設の種類	大気汚染防止法 届出対象施設		県条例 届出対象施設 (特定施設)		県条例 許可対象施設 (指定施設)
	項番号	規模要件	項番号	規模要件	規模要件
化学工業品又は石油製品若しくは石炭製品製造用の下記施設 (1)粉砕施設(県条例・項3、項5に掲げ			18-(1)		
るものを除く)	_	<del>-</del>	18-(2)	原動機の定格出力が0.75kW以上	_
(2)ふるい(県条例・項4に掲げるものを除く) (3)研削施設			18-(3)		
べんがら製造用の粉砕施設	_	_	19	原動機の定格出力が0.75kW以上	項1 同左
金属粉製造用の下記施設 (1) 粉砕施設 (2) カッター (3) グラインダー	_	_	20-(1)	原動機の定格出力が0.75kW以上	-項2 同左
			20-(2) 20-(3)	すべてのもの	
生コンクリート製造用の下記施設 (1) バッチャープラント (2) セメントサイロ (3) セメントホッパー (4) 砂利・砂選別施設	ı	_		_	項3 すべてのもの
木製品の製造又は加工用の下記施設 (1) 粉砕施設 (2) 研削施設	_		_	_	項4 原動機の定格出力 が7.5kW以上